

平成18年5月23日

各位

会社名 株式会社 栗本 鐵工 所
代表者名 代表取締役社長 横内 誠 三
(コード番号 5602 東・大証第1部)
問い合わせ先 経営管理ユニット長 北見則昭
(TEL 06 - 6538 - 7732)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月19日開催の当社取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第110回定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下整備法という)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。
- 変更案第4条(機関設置)、第6条第2項(株券の発行)、第10条(株主名簿管理人)につきましては、「会社法」が施行された平成18年5月1日より定めがあるものとみなされている事項につき、規定の新設・変更を行うものであります。
- 変更案第5条(公告の方法)は、公告の方法について、周知性の向上および公告コストの削減を図るため、電子公告制度を導入するものです。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものです。
- 変更案第9条(単元未満株式についての権利)につきましては、会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に限定するため、新設するものであります。
- 株主総会の招集および議長に関する規定の平易化のため、現行定款第11条第2項および第14条を統合して変更案第14条(招集権者及び議長)とし所要の変更を行うものであります。
- 変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主総会において株主の皆様へ、より充実した情報の開示をすることを可能とするものです。
- 変更案第16条(議決権の代理行使)は、株主総会の適正且つ円滑な運営のため、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数を1名とするものです。
- 変更案第26条(取締役会の決議の方法等)は、取締役会が開催できない場合に備えて、取締役の全員の書面等による同意の意思表示、その他法令の定める要件を充たす場合には取締役会の決議の省略を可能とするものです。
- 第6章会計監査人の章を新たに設け、変更案第38条(選任の方法)、変更案第39条(任期)、変更案第40条(報酬等)について新設するとともに、現行定款第39条を削除し整理を行うものであります。
- 現行定款全般について引用されている条文を会社法の相当条文に変更するとともに、現行定款上の用語を会社法用語に合わせるための表現の変更および構成の整理を行うものであります。
- (2) その他一部表現の変更や字句の修正のため所要の変更を行うとともに、本定款変更全体に必要な条数の繰り下げ等の調整を行うものであります。

2．定款変更の内容

現行定款と変更内容は別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以上

定 款 変 更

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 } (条文省略) 第 3 条 }</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公 告 の 方 法) 第 4 条 当社の公告は大阪市において発行する産業経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式総数及び株券の種類) 第 5 条 当社の発行する株式総数は、393,766,000株とする。 但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 2. 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(株式の1単元及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社は1,000株をもって株式の1単元とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。 2. 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第 9 条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 } (現行どおり) 第 3 条 }</p> <p>(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公 告 の 方 法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する産業経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数及び株券の発行) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、393,766,000株とする。 2. 当社は、株式に係る株券を発行する。当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は1,000株とする。 2. 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の単元未満株主を有する株主は、単元未満株式について会社法第189条第2項に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第 11 条 当社の株式に関する取扱い並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基 準 日)</p> <p>第 10 条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(招 集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2. 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役社長が招集する。 但し、取締役社長事故あるときは取締役会が予め定めた順序により他の取締役が招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 株主は当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、予めその代理権限を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)</p>
<p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほかは出席株主の議決権の過半数をもって行う。 2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上で行う。</p>	<p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 17 条 (現行どおり) 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上で行う。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長事故あるときは取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(議 事 録)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事については議事録を作成しこれに議事の経過の要領及びその結果を記載し議長並びに出席した取締役が記名押印する。 2. (条文省略)</p>	<p>(議 事 録)</p> <p>第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録する。 2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(選 任 の 方 法)</p> <p>第 17 条 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された場合の任期は、退任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 19 条 } ' } (条文省略) 第 21 条 }</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し議長になる。取締役社長事故あるときは取締役会が予め定めた順序により他の取締役が招集する。 2. 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日より3日前に発するものとする。 但し、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。 3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の過半数をもって行う。</u> (新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(報 酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(選 任 の 方 法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>株主総会の決議により選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>第 22 条 } ' } (現行どおり) 第 24 条 }</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法等)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>3. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選 任 の 方 法)</p> <p>第 27 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査役の補欠者(以下「補欠監査役」という)を選任することができる。</p> <p>3. 監査役および補欠監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する<u>決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>5. 補欠監査役は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する</p> <p>(任 期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された場合の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 <u>監査役はその互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日より3日前に発するものとする。</p> <p>但し、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>第 32 条 } (条文省略)</p> <p>第 33 条 }</p> <p>(報 酬)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(選 任 の 方 法)</p> <p>第 30 条 監査役は株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 監査役および補欠監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する<u>事業年度に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 35 条 } (現行どおり)</p> <p>第 36 条 }</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 37 条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選 任 の 方 法)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人は株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度)</p> <p>第 35 条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(配当金の支払)</p> <p>第 36 条 <u>利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>利益配当金及び中間配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. 未払の利益配当金及び中間配当金には利息を付けない。</p> <p>(転換社債の転換時期)</p> <p>第 38 条 <u>転換社債の転換により発行された株式の利益配当金及び中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>(会 計 監 査 人)</p> <p>第 39 条 (条 文 省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度)</p> <p>第 41 条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 42 条 <u>剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に行う。</u></p> <p>2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当(会社法第454条5項の規定による金銭の分配をいう。以下同じ)をすることができる。</p> <p>(剰余金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 <u>剰余金の配当及び中間配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. 未払の剰余金の配当及び中間配当には利息を付けない。</p> <p>(新株予約権付社債の転換時期)</p> <p>第 44条 <u>新株予約権付社債の転換により発行された株式の剰余金の配当及び中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>(会 計 監 査 人)</p> <p>第 39 条 (削 除)</p>